

北中城村水道事業経営戦略

令和 7 年 3 月 改定

北中城村

目次

第1章	水道事業経営戦略の策定に当たって.....	1
1.	策定趣旨	1
2.	位置づけ	1
3.	計画期間	2
第2章	水道事業の現状と課題.....	3
1.	水道事業の概要	3
2.	水道施設の概要	5
3.	水道事業の経営状況.....	11
第3章	経営の基本方針・経営目標.....	18
1.	経営の基本方針	18
2.	経営目標	18
第4章	経営の基本方針に基づく取組み	20
1.	基本方針と取組み事項.....	20
2.	基本方針に基づく取組み内容.....	20
第5章	投資・財政計画	22
1.	投資について	22
2.	財源について	23
3.	企業債残高について	25
4.	投資以外の経費等について	25
5.	投資・財政計画	27
6.	投資財政計画の総括.....	29
第6章	経営戦略の進行管理.....	30
第7章	経営戦略の総括	31

第1章 水道事業経営戦略の策定に当たって

1. 策定趣旨

水道事業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、将来にわたり安全で安心な水道水の安定的な供給に努めていく必要があります。

今後、水道施設の老朽化に伴う施設の更新のために多額の費用が見込まれており、経営環境の変化に適切に対応していかなければなりません。

このため、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、持続可能な水道事業の実現に向けて、「北中城村水道事業経営戦略」を策定しました。

2. 位置づけ

本村の水道事業は、これまで「北中城村第四次総合計画」（平成 27 年 12 月策定）を反映した「北中城村水道ビジョン」（令和 2 年 3 月策定 計画期間：令和 2 年～11 年）、及び水道ビジョンとの整合を図りながら水道事業の経営指針を取りまとめた「北中城村水道事業経営戦略」（令和 2 年 3 月策定 計画期間：令和 2 年～11 年）に基づき、経営に取り組んでまいりました。

令和 4 年 1 月 25 日付けの総務省通知「「経営戦略」の改定推進について」においては、中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCA サイクルを通じて質を高めていくため、3 年から 5 年内の見直しを行うことを求めています。

本計画は、今般、経営戦略策定から 5 年を経過したことに伴い、今後の人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、経営環境が厳しさを増す中であって、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、新たな経営戦略として策定するものです。

今後は、本計画に基づき経営の健全化に取り組むとともに、必要に応じて取組み内容の検証及び見直しを行います。

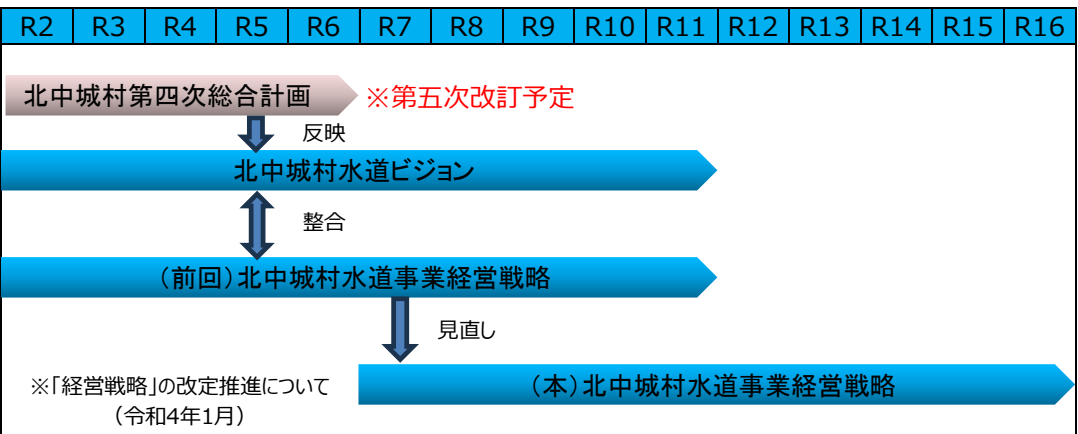


図 1-1 北中城村水道事業経営戦略の位置づけ

3. 計画期間

計画期間¹は令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間とします。

¹ 総務省が示す「経営戦略策定・改定ガイドライン」（平成 31 年 3 月 29 日策定）における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、「投資・財政計画」の期間は 10 年以上を基本とする」という考え方を踏まえて設定しています。

第2章 水道事業の現状と課題

1. 水道事業の概要

(1) 水道事業の沿革

本村の水道事業は、昭和39年12月に上水道事業経営の創設認可（給水人口2,900人、一日最大給水量1,087 m³/日）を受けました。島袋地区、瑞慶覧地区、安谷屋地区、喜舎場地区、渡口地区等の外国人住宅地内の水道施設を買い上げ、本村の水道事業が開始しました。

第1回事業変更では、給水区域を荻道、大城、熱田、和仁屋地区に拡張し、給水人口8,050人、一日最大給水量2,415 m³/日の認可を受けました。第2回事業変更では、給水区域を喜舎場、仲順、屋宜原地区に拡張し、給水人口15,400人、一日最大給水量4,620 m³/日の認可を受けました。第3回事業変更では、給水区域を瑞慶覧地区一部への拡張により村全域に給水し、給水人口15,400人、一日最大給水量8,000 m³/日の認可を受けました。第4回事業変更では、給水人口15,780人、一日最大給水量10,430 m³/日の認可を受けました。第5回事業変更では、給水区域を熱田および和仁屋地先（海面埋立地）に拡張し、給水人口16,400人、一日最大給水量10,500 m³/日の認可を受けました。その後、平成31年3月に第5回拡張第2回変更（給水人口18,400人、一日最大給水量10,500 m³/日）の認可を受け、現在、水道普及率100%にて水道事業運営を行っております。

本村の水道事業の沿革を以下に示します。

表 2-1 本村水道事業の沿革

年月	水道事業の沿革	給水人口 (人)	一日最大 給水量 (m ³ /日)
昭和10年3月	宇仲順にて湧水池を水源とし、簡易水道を開始する。	400	—
昭和36年7月	宇石平が琉球水道公社より給水を受ける。		
昭和39年6月	北中城村上水道条例を可決し、特別会計を設定する。		
昭和39年12月	琉球政府行政主席より、上水道事業経営の創設認可を受ける。	2,900	1,087
昭和43年7月	琉球政府行政主席より、第1回事業変更の認可を受ける。	8,050	2,415
昭和47年3月	琉球政府行政主席より、第2回事業変更の認可を受ける。	15,400	4,620
昭和47年5月	本土復帰により水道法を適用する。		
昭和50年12月	沖縄県知事より、第3回事業変更の認可を受ける。	15,400	8,000
昭和59年3月	喜舎場・仲順配水池（1,400m ³ ）が竣工する。		
昭和61年5月	沖縄県知事より、第4回事業変更の認可を受ける。	15,780	10,430
平成元年2月	島袋ポンプ場が竣工する。		
平成3年3月	沖縄県知事より、第5回事業変更の認可を受ける。 大城配水池（1,000m ³ ）が竣工する。	16,400	10,500
平成24年11月	沖縄県知事より、第5回拡張第1回変更の認可を受ける。	17,170	10,500
平成31年3月	沖縄県知事より、第5回拡張第2回変更の認可を受ける。	18,400	10,500

(2) 給水人口

本村においては水道の普及率は 100%に達しているため、給水人口と行政区域内人口は同じ数値となります。給水人口は平成 26 年度の 16,890 人から令和 5 年度には 17,944 人となり、1,054 人増加しています。

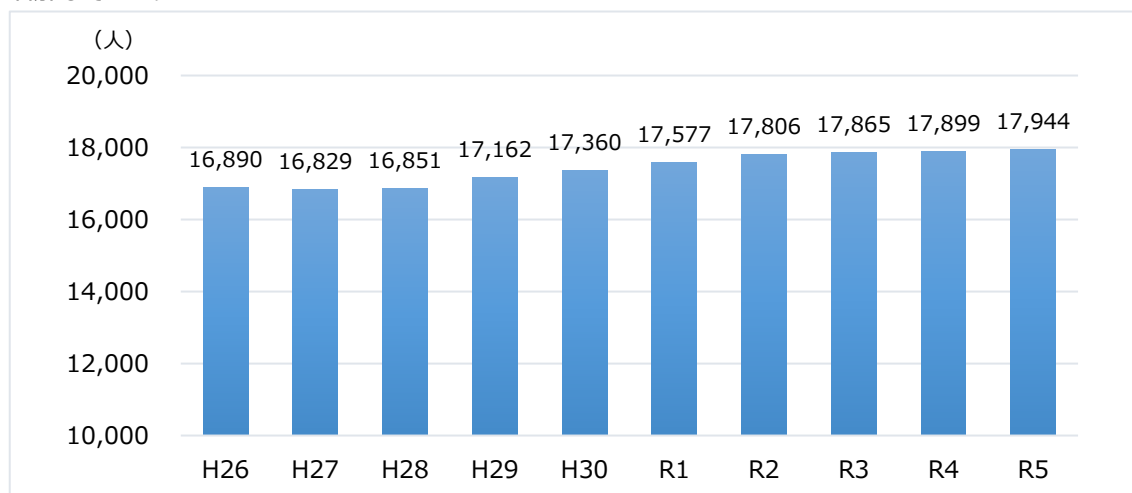


図 2-1 給水人口の推移

(3) 用途別有収水量

本村の水道事業の特徴としては、家事用水量のみならず、営業用水量や基地用水量が全体の有収水量に占める割合が高いことが上げられます。営業用水量と基地用水量いずれも、増減が見られることから予測が難しい状況にあります。

このように、本村の有収水量は外部環境に拠るところが大きい点が特徴であり、この点については経営リスクとして認識する必要があると考えています。

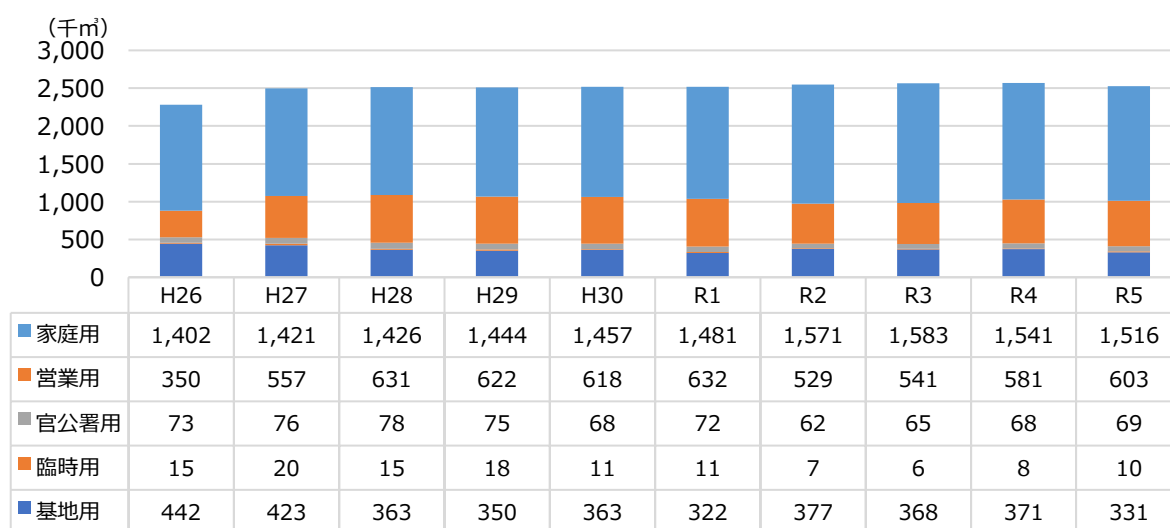


図 2-2 用途別有収水量の推移

2. 水道施設の概要

(1) 給水区域

本村の給水区域は本村全域であり、7つの配水系（瑞慶覧配水系、島袋配水池系、基地配水系、安谷屋配水系、喜舎場・仲順配水池系、大城配水池系、熱田配水池系）に分かれています。

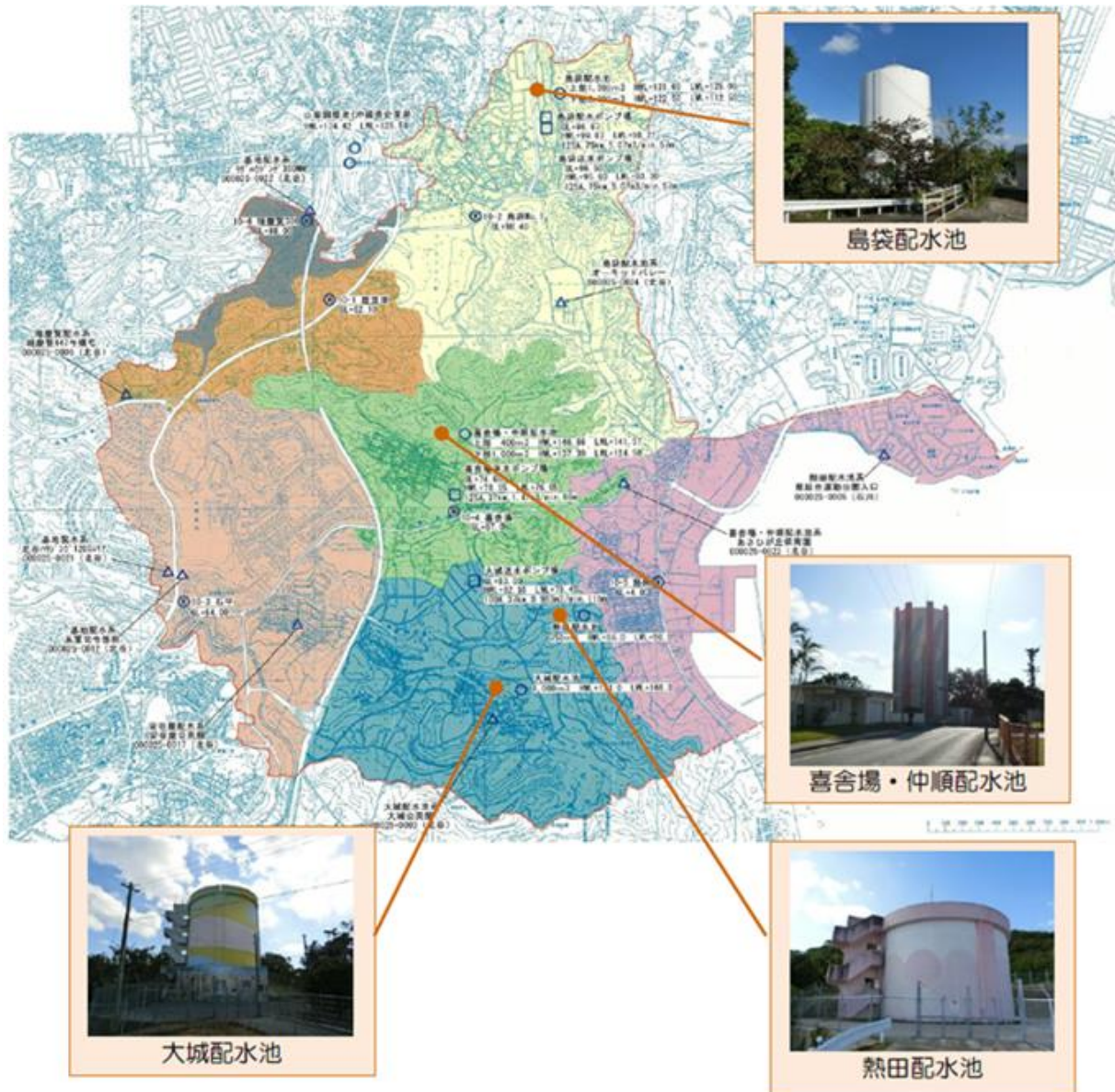


図 2-3 本村の給水区域

(2) 水源

本村は、水道水の全量を水道用水供給事業者である沖縄県企業局より受水し、水道用水として配水しています。

沖縄県企業局より受水する受水点は令和 6 年度時点では 6 箇所（喜舎場受水点、熱田受水点、石平受水点、屋宜原受水点、瑞慶覧 300 受水点、島袋 No.1 受水点）ですが、3 箇所の受水点（熱田受水点、石平受水点、山里受水点）、3 箇所の中間計量点（瑞慶覧中間計量点、屋宜原中間計量点、島袋中間計量点）に変更する計画です。

(3) ポンプ場

本村では、4 箇所のポンプ場を有しています。

表 2-2 本村のポンプ場

（令和 6 年 3 月現在）

施設名	構造形式	竣工年	設備
島袋配水ポンプ場	鉄筋コンクリート	平成元年	送水ポンプ、電気計装 自家発電装置
大城送水ポンプ場	鉄筋コンクリート	平成 3 年	送水ポンプ、電気計装
喜舎場送水ポンプ場	鉄筋コンクリート	平成 13 年	送水ポンプ、電気計装 自家発電装置
島袋送水ポンプ場	鉄筋コンクリート	平成 19 年	送水ポンプ、電気計装 自家発電装置

(4) 配水池

本村では、4 箇所の配水池（配水池容量合計 6,950 m³）を有しています。

表 2-3 本村の配水池

（令和 6 年 3 月現在）

施設名	構造形式	竣工年	配水池容量（m ³ ）
喜舎場・仲順配水池	プレストレスコンクリート	昭和 59 年	上部 400 下部 1,000
大城配水池	プレストレスコンクリート	平成 3 年	1,000
熱田配水池	プレストレスコンクリート	平成 12 年	750
島袋配水池	プレストレスコンクリート	平成 19 年	上部 1,500 下部 2,300
合計			6,950

(5) 管路施設

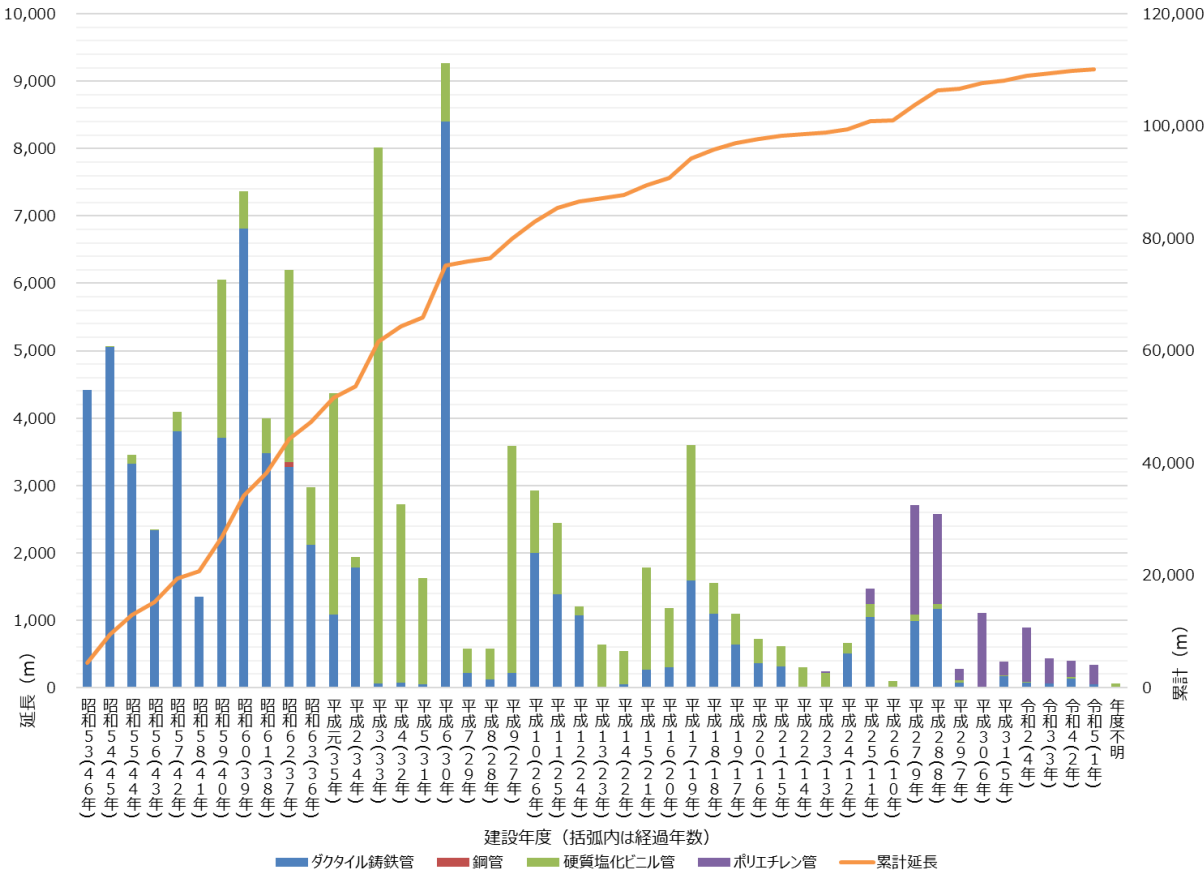
本村では、令和5年度時点で送水管 4.4km、配水管 105.8 km、総延長 110.2km の管路施設を有しております。管種別では、ダクトイル鋳鉄管が最も多く、次いで硬質塩化ビニル管を多く使用しています。布設替えに伴う更新管は、ダクトイル鋳鉄管（GX）、ポリエチレン管を採用しています。

経過年数別では、標準耐用年数及び処分制限期間 40 年を経過している管きよを、約 26.7km（24.2%）有しています。

表 2-4 本村の管路施設

(令和6年3月現在)

浄水場名	送水管 (km)	配水管 (km)	合計 (km)
ダクトイル鋳鉄管	4.4	60.6	65.0
鋼管	0	0.1	0.1
硬質塩化ビニル管	0	38.7	38.7
ポリエチレン管	0	6.4	6.4
合計 (km)	4.4	105.8	110.2



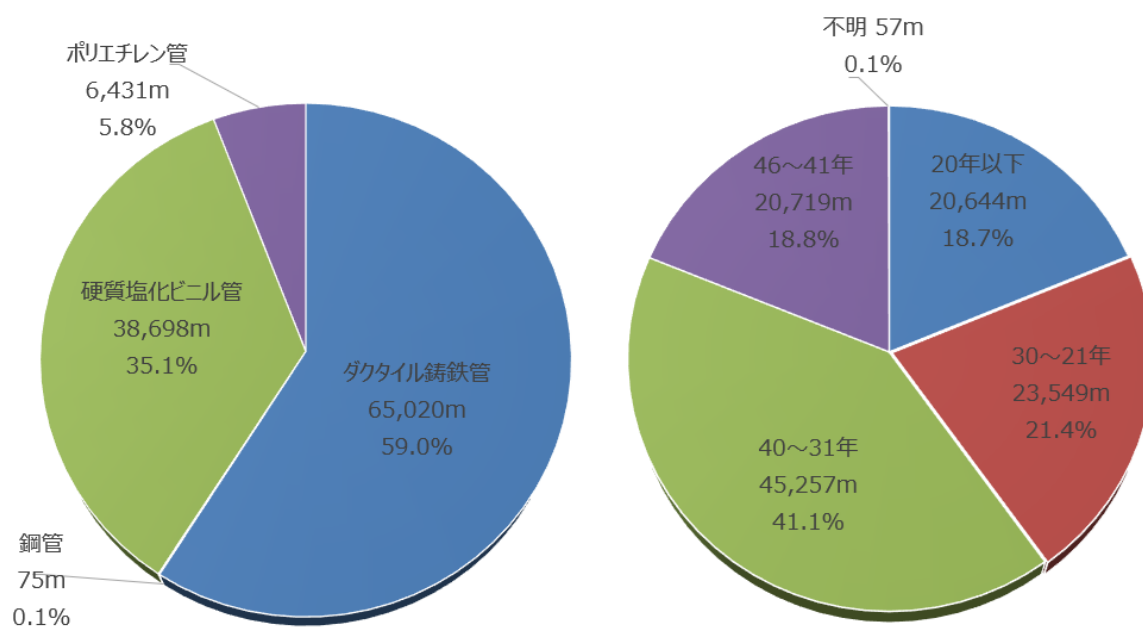
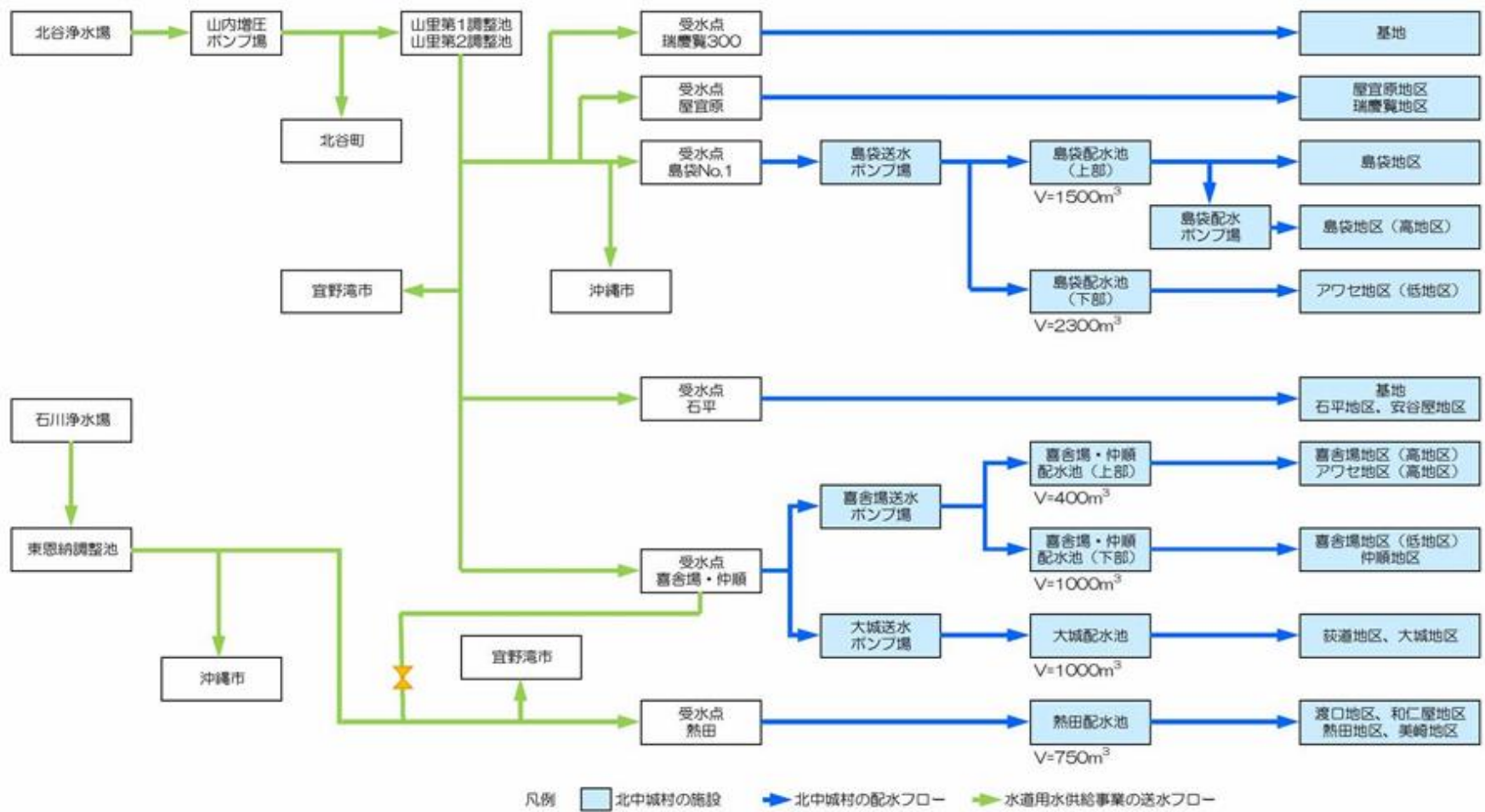


図 2-5 管材質別管きょ延長割合及び経過年数別管きょ延長割合

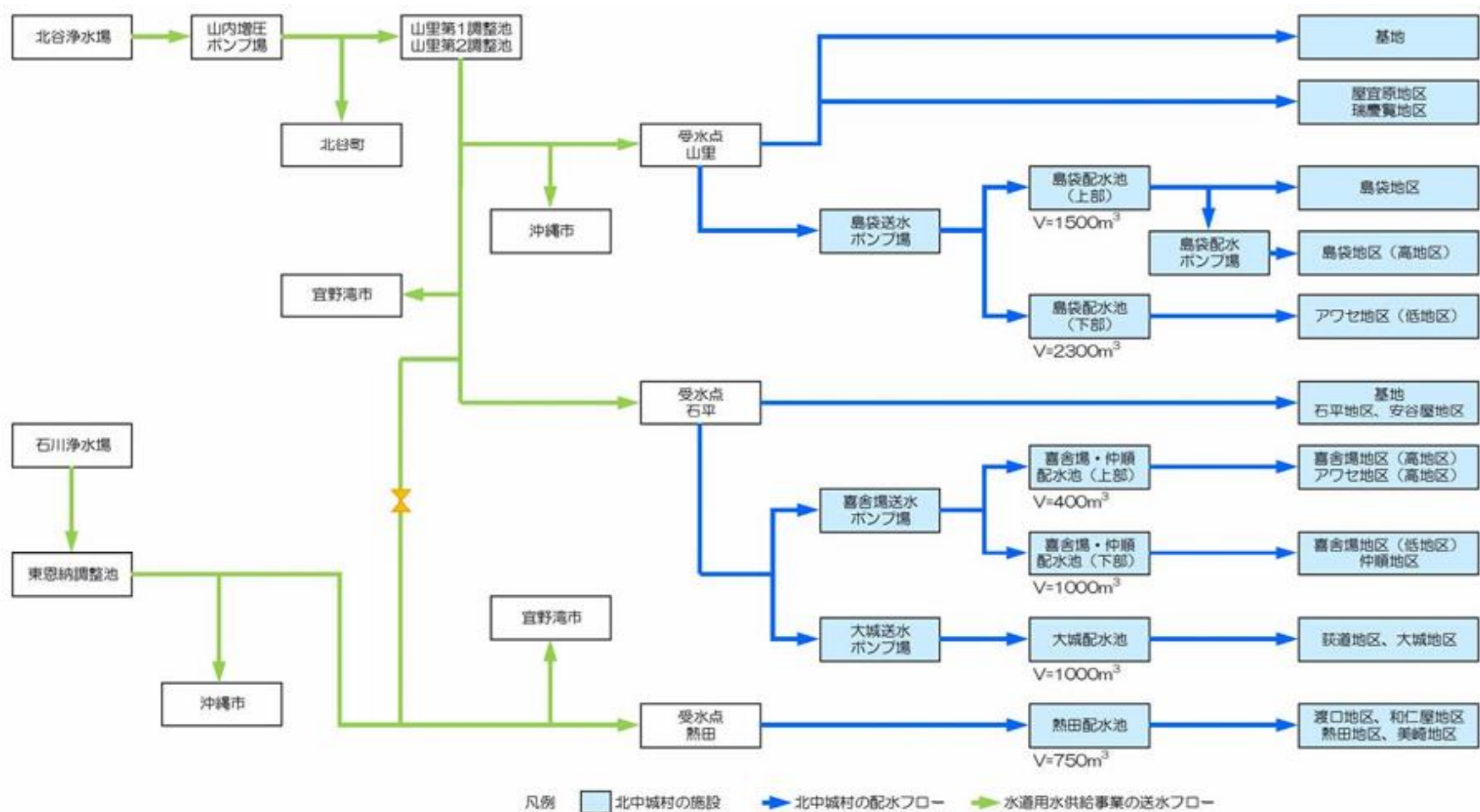
(6) 配水フロー

本村における配水フローを次頁に示します。



出典：北中城村水道事業変更計画書（第5次拡張事業第2回変更計画）平成30年度

図 2-6 本村の配水フロー図（現状）



出典：北中城村水道事業変更計画書（第5次拡張事業第2回変更計画）平成30年度

図2-7 本村の配水フロー図（計画）

3. 水道事業の経営状況

本村における水道事業の経営状況について、類似団体²と比較しつつ、(1)経営の健全性、(2)財政状態の安全性、(3)施設の安全性の3つの視点から整理します。

(1) 経営の健全性

① 有収水量及び給水収益

給水収益は、平成 27 年度においてはアワセ地区の開発に伴う有収水量の増加により、前年度と比べて 0.5 億円程度増加しています。その後、令和 5 年度においては前年度と比べて 0.2 億円程度減少していますが、これは米軍基地からの有収水量が減少（△41 千 m^3 ）したことによります。

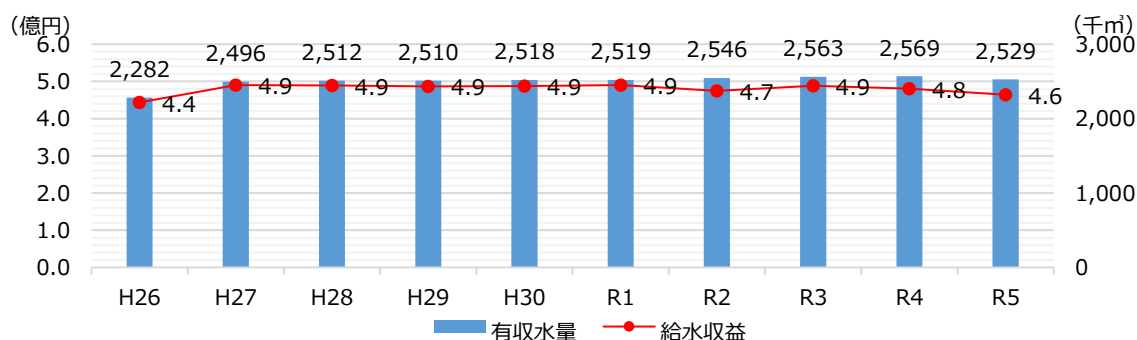
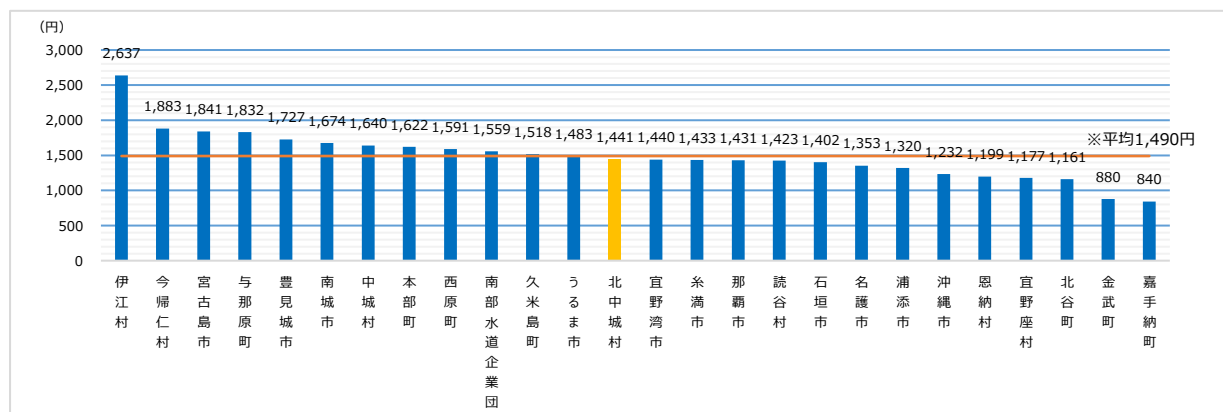


図 2-8 有収水量及び給水収益の推移

② 料金単価

県内団体における 1 ヶ月 10 m^3 当たりの料金（一般家庭用）を比較すると、県内平均値は 1,490 円であるのに対し、本村は 1,441 円となっており平均値を下回る水準にあります。



出典：令和 4 年度地方公営企業年鑑（総務省）

図 2-9 県内団体における 1 ヶ月 10 m^3 当たりの料金（一般家庭用）

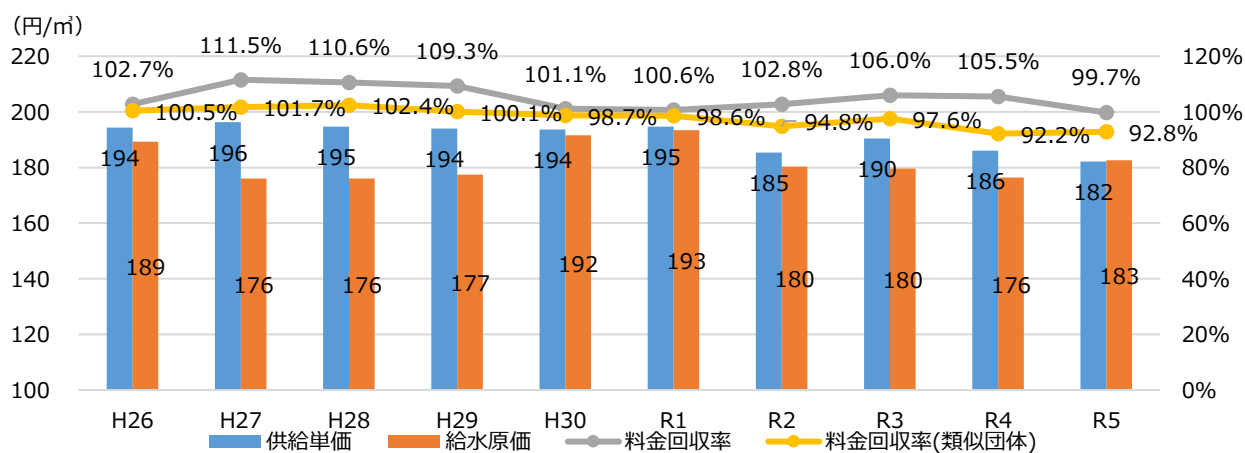
² 類似団体とは、給水形態、給水人口規模について、一定の条件に基づいて抽出した団体のことであり、総務省が公表している経営比較分析表の区分と同一のものを採用しています。本村の区分は、給水形態が末端給水事業、給水人口規模が 1.5 万人以上 3 万人未満の「A6」に該当し、令和 5 年度は 247 団体が含まれています。

③ 料金回収率

料金回収率は給水に係る費用を、給水収益でどの程度賄えているかを表した指標であり、供給単価を給水原価で除すことで算定します。

平成 26 年度以降 100%以上を維持しており、本村においては給水に係る費用を給水収益で賄えている状態が継続していましたが、令和 5 年度は 99.7%と 100%未満となっています。これは、物価高騰等対策として基本料金減免を実施したことによります。

なお、沖縄県からの受水単価値上げの影響により、令和 6 年度及び令和 7 年度においても、料金回収率が 100%未満となる見込みですが、本村の供給単価も受水単価の値上げ率相当分の値上げを想定しており、その結果、令和 8 年度以降は、100%以上となる見込みです。



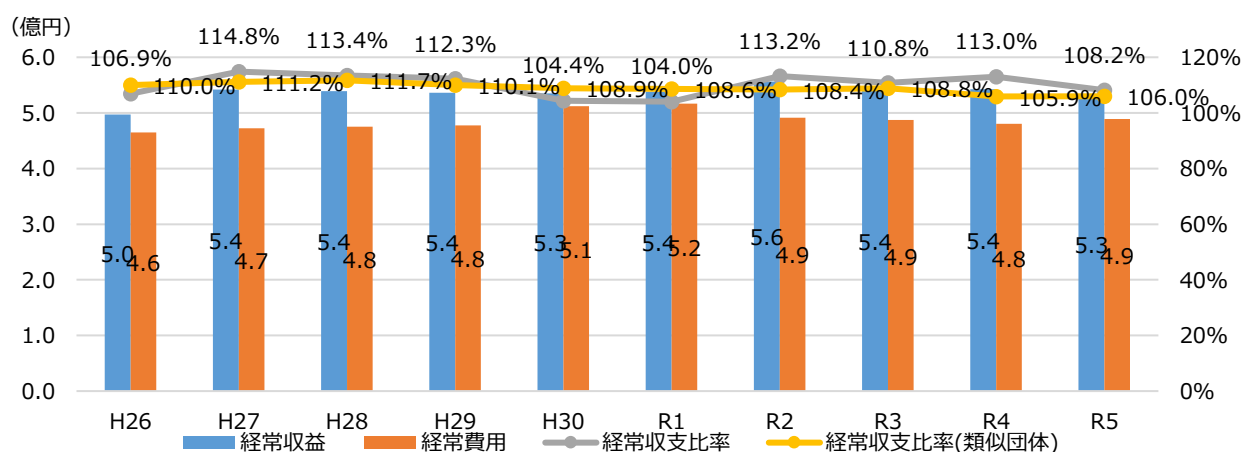
出典：経営比較分析表（総務省）

図 2-10 料金回収率の推移

④ 経常収支比率

経常収支比率は給水収益や一般会計からの繰入金等の経常収益で、維持管理費や支払利息等の経常費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

経常費用については概ね横ばいの傾向にありますが、経常収益は給水収益の推移により変動が見られます。経常収支比率としては 100%以上を維持しています。



出典：地方公営企業年鑑（総務省）

図 2-11 経常収支比率の推移

以上より、給水収益の変動による影響が見られます。直近については料金回収率が 100%未満となっていますが、経常収支比率は 100%以上を維持しています。但し、沖縄県からの受水単価値上げの影響により、令和 6 年度及び令和 7 年度においては、料金回収率及び経常収支比率ともに 100%未満となる見込みです。経営の健全性を確保するため、本村の供給単価も受水単価の値上げ率相当分の値上げを想定しており、その結果、令和 8 年度以降は、料金回収率及び経常収支比率ともに 100%以上となる見込みです。

(2) 財政状態の安全性

① 企業債残高

企業債残高についてはアワセ土地区画整理事業に伴う水道整備の影響により、平成 25 年度及び 26 年度において増加傾向にありましたが、平成 27 年度以降は新規起債も無く、約定返済により減少傾向にあります。一方、今後は施設の更新や耐震化による投資が見込まれ、収支状況次第では、その財源を起債により賄うことも想定されます。

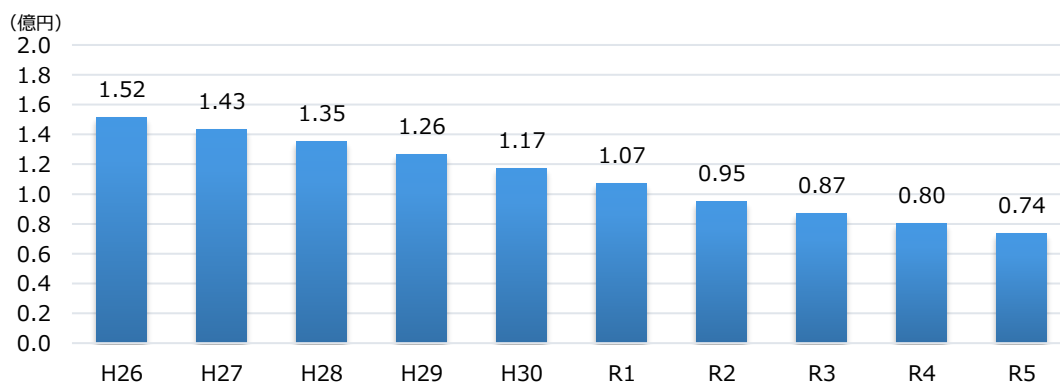
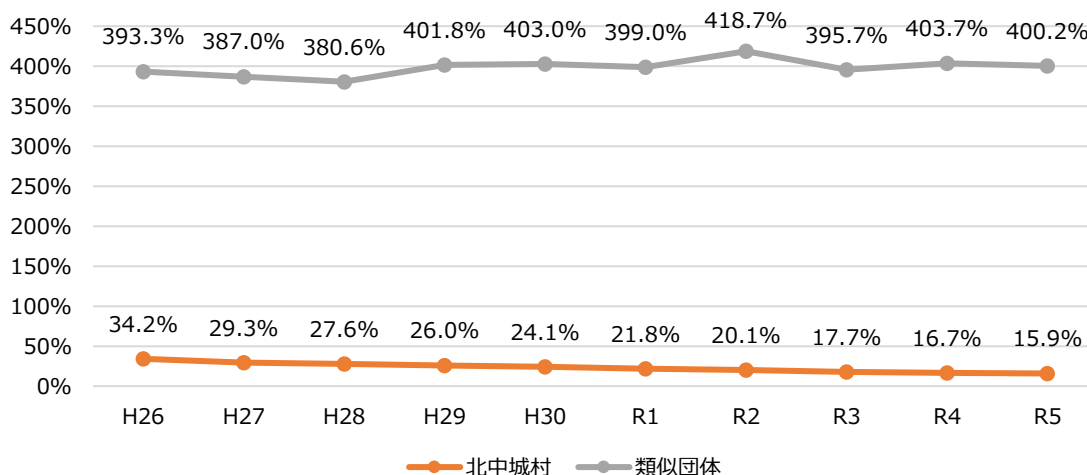


図 2-12 企業債残高の推移

⑤ 企業債残高対給水収益比率

企業債残高対給水収益比率は給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

本村においては、平成 27 年度以降は新規起債も無く、約定返済により減少傾向にあります。類似団体平均値と比較しても非常に低い水準にあり、良好な状況にあると言えます。一方、今後は施設の更新や耐震化による投資が見込まれることから、その財源を起債により賄うことも想定され、その場合、当該数値も上昇することが想定されます。



出典：経営比較分析表（総務省）

図 2-13 企業債残高対給水収益比率の推移

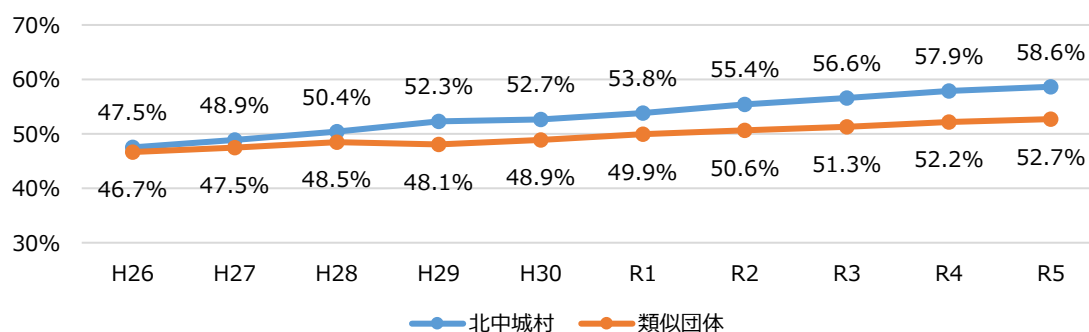
以上より、企業債残高及び企業債残高対給水収益比率ともに減少傾向にあることから、企業債残高という側面において財政状態は安全な状況にあると言えます。

(3) 施設の安全性

① 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化割合を示しています。

本村における有形固定資産減価償却率は直近 10 年間で 11.1% 程度増加しており、令和 5 年度においては 58.6% となっています。これは類似団体平均値よりも高い水準となっており、施設の老朽化が進んでいると言えます。

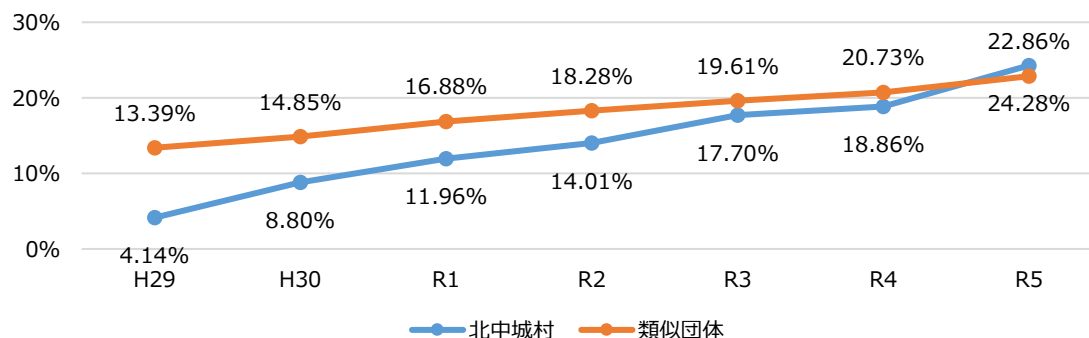


出典：経営比較分析表（総務省）

図 2-14 有形固定資産減価償却率の推移

② 管路経年化率

管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化割合を示しています。類似団体平均値よりも低い水準で推移していましたが、令和 5 年度に 24.28% と類似団体を上回る水準となっています。今後耐用年数に達し更新時期を迎える管路が増加することは避けられないため、事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な更新に取り組む必要があります。



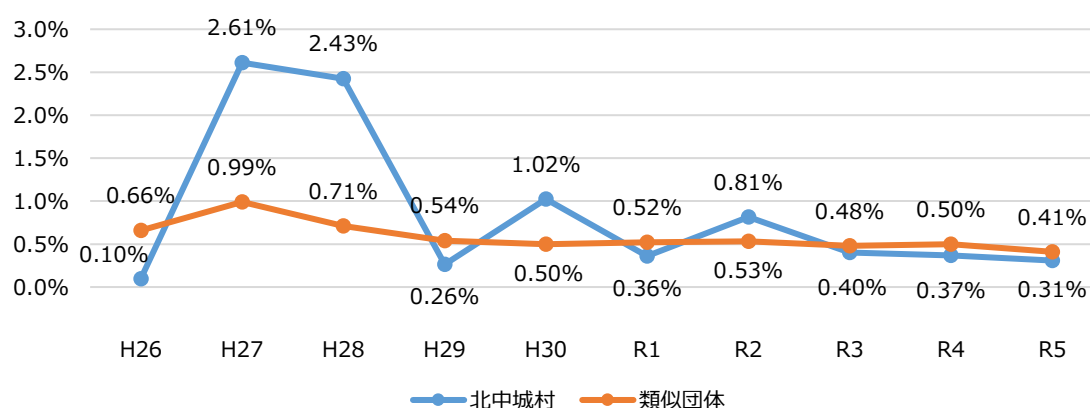
出典：北中城村、経営比較分析表（総務省）

図 2-15 管路経年化率の推移

③ 管路更新率

管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。

類似団体平均値よりも高い水準の年度も見受けられますが、近年は、類似団体よりも低い水準で推移しています。そのため、耐震性や、今後の更新投資のペースに遅れが生じていないか注視し、更新等の財源確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要があります。



出典：北中城村、経営比較分析表（総務省）

図 2-16 管路更新率の推移

以上より、資産の老朽化が確実に進行していることから、施設の安全性を確保していくために、今後計画的に更新投資を進めるとともに、耐震化も併せて進めていくことが重要です。

(4) 経営上の課題及び必要な対応の整理

本村の水道事業における現状を踏まえ、経営上の課題及び必要な対応について整理します。

表 2-5 経営上の課題及び必要な対応の整理

分析の視点	経営上の課題・必要な対応
1.事業の概要	・ 給水人口はやや増加傾向にありますが、有収水量が必ずしも比例関係にない要因としては、家事用水量以外に、営業用水量や基地用水量の影響が挙げられます。このような外部環境によって料金収入が変動する可能性があることは経営上のリスクと考えられます。 ・ 外部環境の状況が現段階の見通しと異なるような場合には、財源確保に向けた、柔軟な対応が必要と考えます。
2.経営の健全性	・ 給水収益の変動による影響を受け、令和5年度は料金回収率が100%未満となっていますが、経常収支比率は100%以上を維持しています。但し、沖縄県からの受水単価値上げの影響により、令和6年度及び令和7年度においては、料金回収率及び経常収支比率ともに100%未満となる見込みです。 ・ 今後、物価高騰に伴う事業費用の増加が見込まれることから、経営の健全性を確保するため、本村の供給単価も受水単価の値上げ率相当分の値上げを検討するなど料金の適正化を図る必要があります。
3.財政状態の安全性	・ 企業債残高、企業債残高対給水収益比率は、平成27年度以降は新規起債も無く、約定返済により減少傾向にあります。類似団体平均値と比較しても非常に低い水準にあり、良好な状況にあると言えます。 ・ 一方、今後は施設の更新や耐震化による投資が見込まれることから、その財源を起債により賄うことも想定され、将来の経営状況の中で償還が可能となるよう、資金管理をしていく必要があります。
4.施設の安全性	・ 有形固定資産減価償却率は直近10年間で11.1%程度増加しており、令和5年度における58.6%は類似団体平均値よりも高い水準となっており、施設の老朽化が進んでいると言えます。 ・ 将来的な改築更新・耐震化等を見据え、計画的に事業の計画・運営に取り組む必要があります。

第3章 経営の基本方針・経営目標

1. 経営の基本方針

水道ビジョンで掲げている基本理念「暮らしを支える持続可能な水道」の実現に向け、本経営戦略においては経営的な観点から、大きく以下2つの基本方針に基づいて取組みを進めていきます。

基本方針1 計画的・効率的な更新投資の推進

老朽化した資産を計画的・効率的に更新していくため、アセットマネジメントによる計画的な投資や、管路更新の時期と合わせた耐震化工事等を進めていきます。

基本方針2 経営基盤の強化

物価高騰による事業費用の増加や、外部環境の変化による影響も視野に入れ、中長期的な視点に立った資金管理に努めていきます。

また、事務の共同化に向けた検討、民間資金・ノウハウ等の活用の検討及び適正な料金設定に向けた検討等、経営基盤の強化に向けた取組みを進めていきます。

2. 経営目標

基本方針1 計画的・効率的な更新投資の推進				
No.	経営指標	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
1-1	有形固定資産減価償却率	58.6%	59%	60%
1-2	管路経年化率	24.3%	40.6%	52.8%
1-3	管路更新率	0.31%	1.6%	1.6%

基本方針1については、有形固定資産減価償却率³、管路経年化率及び管路更新率を経営指標として設定します。

有形固定資産減価償却率については、計画的に更新投資を進め、60%以内に抑えることを目標とします。

管路経年化率⁴については、更新投資が全くない場合の10年後の管路経年化率が68.8%と見込まれることから、後述する管路更新率の目標1.6%の10年分である16%（＝1.6%×10年）を差し引いた52.8%（＝68.8%－16%）を目標とします。

³ 有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

⁴ 法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示しています。

管路更新率⁵については、送水管および配水本線の法定耐用年数は 40 年とされていますが、国から長寿命化の重要性が示されていることを踏まえ、予防保全的な管理を推進し、事後保全的な管理に比べて水道施設を長期間使用できるよう対策を講じることにより、配水支管の法定耐用年数である 60 年を参考に、1.6%（≒1 年／60 年）を目標とします。

なお、更新時には、耐震化も合わせて進めてまいります。

基本方針 2		経営基盤の強化		
No.	経営指標	令和5年度 (実績値)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
2-1	経常収支比率	108.2%	100%以上	100%以上
2-2	料金回収率	99.7%	100%以上	100%以上

基本方針 2 については経常収支比率及び料金回収率を経営指標として設定します。

経常収支比率については、単年度の経営成績が黒字であることを示す 100%以上を維持することを目標とします。

料金回収率については、給水に係る費用を給水収益で賄えている状態にあることを示す 100%以上を維持することを目標とします。

なお、令和 6 年度及び令和 7 年度においては、沖縄県からの受水単価値上げの影響により、料金回収率及び経常収支比率ともに 100%未満となる見込みです。経営の健全性を確保するため、本村の供給単価も受水単価の値上げ率相当分の値上げを想定しており、その結果、令和 8 年度以降は、料金回収率及び経常収支比率ともに 100%以上となる見込みです。

⁵ 当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。

第4章 経営の基本方針に基づく取組み

1. 基本方針と取組み事項

経営の基本方針に基づいて以下の取組みを行います。

表 4-1 基本方針と取組み事項

基本方針	取組み事項
(1) 計画的な下水道整備・更新の推進	① アセットマネジメントによる計画的な投資の推進
	② 効率的な耐震化工事の推進
(2) 経営基盤の強化	① 中長期的な資金管理
	② 事務の共同化に向けた検討
	③ 民間資金・ノウハウ等の活用に向けた検討
	④ 適正な料金設定に向けた検討・理解を得る取組み

2. 基本方針に基づく取組み内容

(1) 計画的・効率的な更新投資の推進

① アセットマネジメントによる計画的な投資の推進

水道事業を持続的に経営していくため、更新投資費用の平準化により財源の確保に努めることで、計画的に更新投資を進めていきます。

② 効率的な耐震化工事の推進

配水池については、未耐震の施設を対象に順次耐震化工事を実施します。

管路施設については、今後、耐用年数を超える資産が増加する傾向にあります。限られた予算の中で老朽化した管路や非耐震管路の耐震化を計画的に進めるため、基幹管路（配水管等）や、重要給水施設（医療機関、避難所、福祉施設、防災拠点等）への管路の更新・耐震化を優先して取り組みます。

また、耐震化工事は管路更新の時期に合わせて進める等、効率的な取組みを進めます。

(2) 経営基盤の強化

① 中長期的な資金管理

令和4年度までは概ね健全な経営状況を維持していましたが、令和5年度は経常収支比率は100%以上を維持したものの、料金回収率が100%未満となりました。さらに、沖縄県からの受水単価値上げの影響により、令和6年度及び令和7年度においては、料金回収率及び経常収支比率ともに100%未満となる見込みです。

今後、物価高騰に伴う事業費用の増加や、施設の更新及び耐震化による投資が見込まれることから、

経営の健全性を確保するため、本村の供給単価も受水単価の値上げ率相当分の値上げを検討するなど料金の適正化を図る必要があります。

また、基地用水量や営業用水量等、外部環境の変化があった際には随時、財政シミュレーションを更新し、財源確保に向けた資金管理（投資に対する企業債発行割合や自己財源充当割合の見直し等）を行っていきます。

② 事務の共同化に向けた検討

より効率的な経営を実現していくために、近隣団体と事務の共同処理を実施することの必要性や有効性について、国や県、近隣団体の動向を踏まえた上で適宜検討していきます。また、災害時における水供給については、県内水道事業者との相互応援協定に基づき、連携して対応します。

③ 民間資金・ノウハウ等の活用に向けた検討

水道事業における持続的な経営を確保するため、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP/PFI等の民間活用に向けた検討を必要に応じて進めていきます。

④ 適正な料金設定に向けた検討・理解を得る取組み

上記①のとおり、今後も経営環境の厳しさが増すことが想定されることから、適正な料金設定に向けた検討・理解を得る取組みを進めていきます。

第5章 投資・財政計画

1. 投資について

更新投資についてはアセットマネジメントの考え方に則って設定します。

具体的な事業費の算定にあたっては、まず施設の重要度に応じて更新基準を設定し、その後、事業費の平準化を行っており、国庫補助事業費として、令和7年度から令和10年度においては、管路・電気計装・機械の整備を実施し、令和11年度以降は、主に管路の更新整備として年間1.5億円程度が見込まれています。また、村単独事業費として、令和7年度以降は、主に管路の更新整備として35百万円程度が見込まれています。

なお、更新基準を設定するにあたっては、他団体における設定事例や、厚生労働省が実施した「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）の取組状況調査」の平均使用年数を踏まえて設定しています。

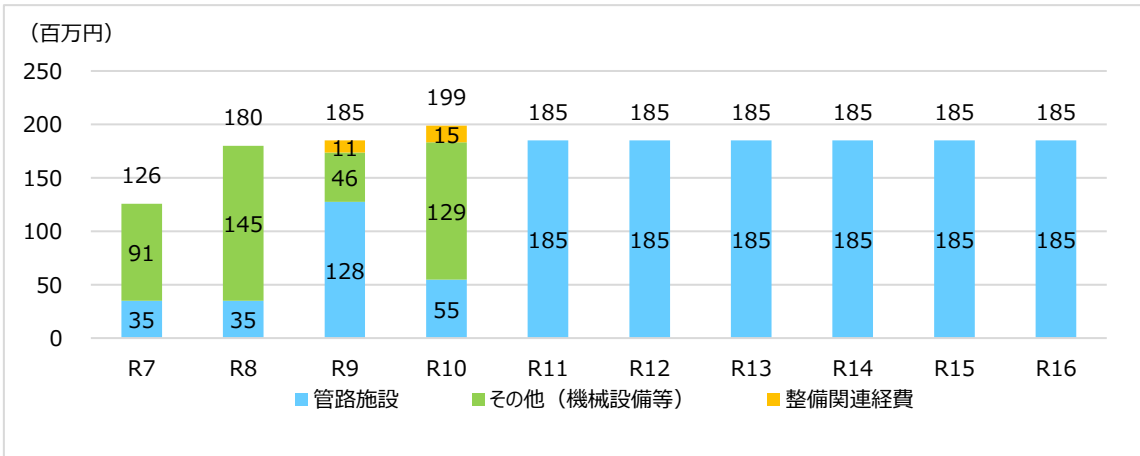


図 5-1 更新投資計画

表 5-1 更新基準の設定

区分	法定耐用年数	更新基準	
建築	50 年	70 年	
土木	60 年	80 年	
管路	40 年	40年 (送水管、配水本線)	60年 (配水支管)
電気計装	15 年	25 年	
機械	15 年	25 年	

2. 財源について

水道事業の経営環境は、沖縄県からの受水単価をはじめとする事業費用や設備投資コストの上昇により、今後も厳しくなることが見込まれます。そのような状況下においても、適切に設備を更新して劣化による管路破損事故などを防止し、公営企業として持続的な独立採算を図るため、以下の考え方に基づいて財源を積算しています。

種別	考え方
料金収入	前述「2.将来の事業環境（3）料金見通し」を基に、令和7年度に料金改定（現行水準から32.73%増）を見込みます。
補助金	国や県による交付金が見込まれる事業については事業費の50%。
企業債	起債は予定していません。
繰入金	公費で負担すべき経費及び使用料で賄えない経費については、一般会計からの繰入金（基準内繰入金）の受入れを見込みます。

（1）料金収入について

① 給水人口の見込み

給水人口については、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計等を参考にしつつ、本村の新たな将来人口の目標（北中城村人口ビジョン）に基づき、安定的な人口増に向けた結婚・出産・子育てに対する支援や、若年層の雇用の創出などを基本方向としたうえで、令和16年度には18,500人を見込んでいます。なお、令和22年度の18,576人をピークに以降は緩やかな減少を見込んでいます。

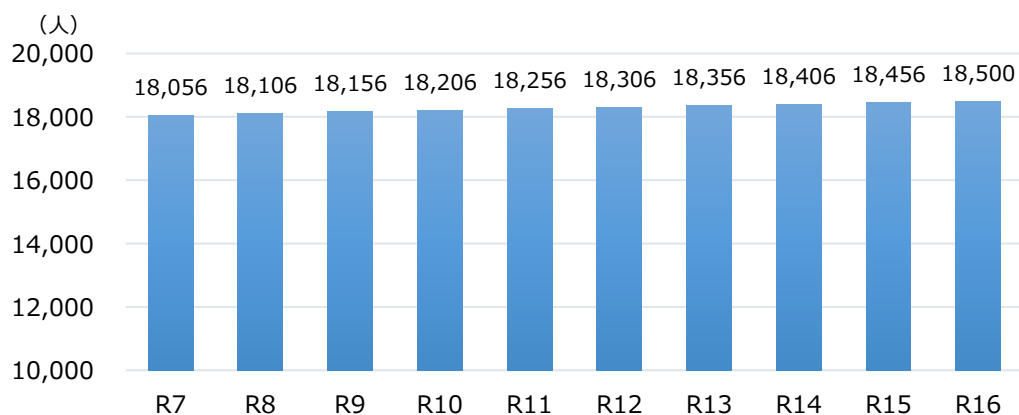


図 5-4 給水人口の将来推計

② 有収水量の見込み

家事用水量については給水人口の増加に伴い今後もやや増加傾向にあります。その他の営業用水量、官公署用水量及び基地用水量については一定推移を見込んでいます。したがって有収水量全体としては大きな変動はなく若干の増加が見込まれる程度の推移となっています。

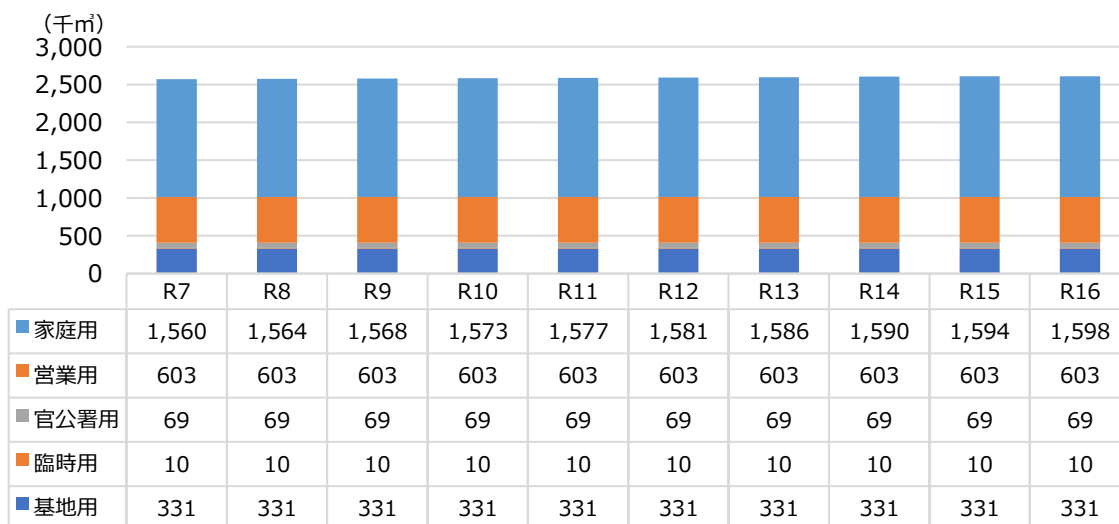


図 5-5 有収水量の将来推計

③ 料金収入の見込み

料金収入は、「５．投資・財政計画の総括」で後述のとおり、令和 7 年 12 月以降、供給単価を現行水準から 32.7%（受水単価の値上げ率相当分）引き上げる方針を策定した結果、経常収支比率及び料金回収率ともに令和 7 年度は受水単価の値上げに供給単価引き上げが追いつかないため 100%未満となる見込みですが、令和 8 年度以降はいずれも 100%以上の水準を維持し、安定的な経営が見込まれます。

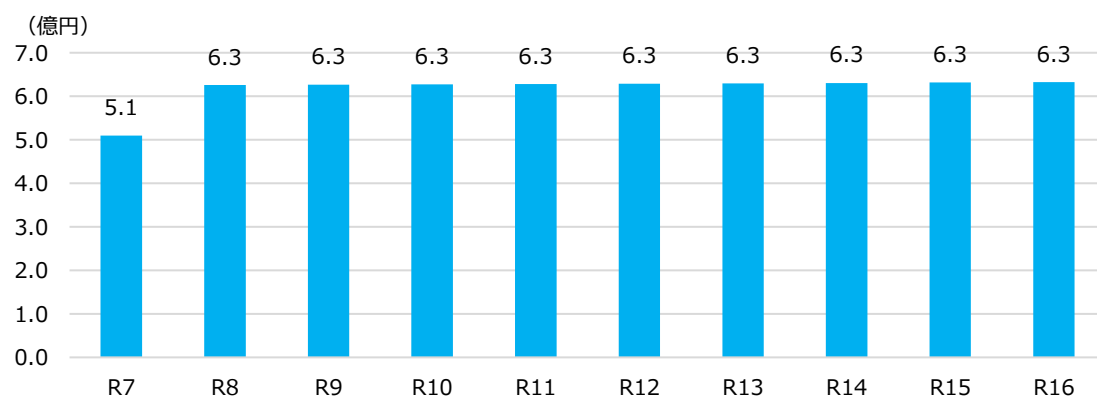


図 5-6 料金収入の将来推計

3. 企業債残高について

企業債残高については、平成 27 年度以降は新規起債も無く、約定返済により減少傾向にあります。令和 5 年度末残高 74 百万円から、毎年度平均して 5 百万円程度の元金償還を経て、令和 16 年度末残高 23 百万円まで減少する見込みです。

本計画策定時点において新規起債の予定はありませんが、今後は施設の更新や耐震化による投資が見込まれ、収支状況次第では、その財源を起債により賄うことも想定されます。

4. 投資以外の経費等について

(1) 減価償却費について

減価償却とは、適切な期間損益計算を行うために、固定資産の取得価額を耐用年数に応じて各年度の費用として配分する会計処理です。

計画期間内に減価償却が終了する資産もありますが、基本的には更新投資を進め、新規に資産を取得していくことになるため、増加傾向が見込まれています。

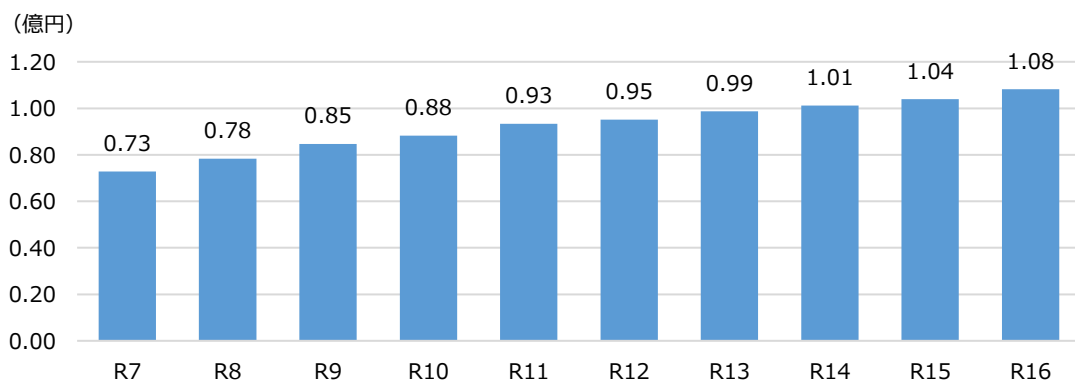


図 5-9 減価償却費の将来推計

(2) 支払利息について

支払利息は、既に発行済みの企業債に係る利息を見込んでいます。令和 5 年度の 1,173 千円から令和 16 年度は 320 千円と減少を見込んでいます。

(3) その他の経費

投資以外の経費のうち、主な金額を占める職員給与費、委託料、修繕費、動力費については、昨今の物価上昇が継続することを見込み、令和 5 年度実績額を起点に 3%の物価上昇率、及び令和 5 年度実績額比 10%増加に達したのち一定推移するものと推計しています。貸倒引当金繰入額については、現在と同様の算定方法（公共下水道事業と同様の方法）で推計しています。

表 5-2 その他の経費の設定方法

項目	設定方法
職員給与費	令和 5 年度実績額を起点に 3%の物価上昇率、及び令和 5 年度実績額比 10%増加に達したのち一定推移とします。 ※委託費、修繕費については、令和 7 年度、令和 10 年度に実施予定の業務や、隔年実施予定業務を個別に見込んでいます。
委託費	
修繕費	
動力費	
その他	令和 5 年度実績値（一部、令和 3 年度～令和 5 年度の 3 期実績平均値）で一定推移とします。
貸倒引当金繰入額	使用料収入の不納欠損による損失に備えるため、過年度における貸倒実績率を用いて回収不能見込額を計上しています。

5. 投資・財政計画

(1) 収益的収支

(単位：千円)

区 分 \ 年 度			2025年 令和7年度	2026年 令和8年度	2027年 令和9年度	2028年 令和10年度	2029年 令和11年度	2030年 令和12年度	2031年 令和13年度	2032年 令和14年度	2033年 令和15年度	2034年 令和16年度
収 益 的	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	527,640	644,025	644,846	645,668	646,489	647,310	648,132	648,953	649,774	650,497
		(1) 料 金 収 入	509,340	625,725	626,547	627,368	628,189	629,010	629,832	630,653	631,474	632,197
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) そ の 他	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300
		2. 営 業 外 収 益	23,100	27,868	30,709	32,114	34,816	35,541	37,137	38,140	39,323	41,072
	収 入	(1) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	21,021	25,789	28,631	30,035	32,737	33,462	35,059	36,062	37,244	38,993
		(3) そ の 他	2,079	2,079	2,079	2,079	2,079	2,079	2,079	2,079	2,079	2,079
収 入 計 (C)		550,740	671,893	675,556	677,782	681,305	682,851	685,269	687,093	689,097	691,569	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1. 営 業 費 用	567,215	603,410	611,363	617,308	624,003	623,566	627,817	630,855	634,296	641,824
		(1) 受 水 費	336,548	365,269	365,882	366,494	367,106	367,718	368,331	368,943	369,555	370,094
		(2) 職 員 給 与 費	49,917	51,415	51,757	51,757	51,757	51,757	51,757	51,757	51,757	51,757
		基 本 給	20,481	21,096	21,236	21,236	21,236	21,236	21,236	21,236	21,236	21,236
		退 職 給 付 費	3,891	4,008	4,035	4,035	4,035	4,035	4,035	4,035	4,035	4,035
		そ の 他	25,544	26,311	26,486	26,486	26,486	26,486	26,486	26,486	26,486	26,486
		(3) 経 費	107,890	108,394	109,029	110,847	111,756	109,029	109,029	109,029	109,029	111,756
	委 託 費	32,263	33,231	33,452	35,270	36,179	33,452	33,452	33,452	33,452	36,179	
	動 力 費	10,275	10,583	10,653	10,653	10,653	10,653	10,653	10,653	10,653	10,653	
	修 繕 費	49,025	48,129	48,443	48,443	48,443	48,443	48,443	48,443	48,443	48,443	
	材 料 費	273	273	273	273	273	273	273	273	273	273	
	そ の 他	16,055	16,180	16,208	16,208	16,208	16,208	16,208	16,208	16,208	16,208	
	(4) 減 価 償 却 費	72,860	78,332	84,696	88,210	93,384	95,062	98,700	101,126	103,955	108,217	
	2. 営 業 外 費 用	2. 営 業 外 費 用	953	840	725	614	522	450	406	378	349	320
(1) 支 払 利 息		953	840	725	614	522	450	406	378	349	320	
(2) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支 出 計 (D)		568,168	604,250	612,088	617,921	624,525	624,016	628,223	631,233	634,645	642,144	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			△ 17,428	67,643	63,467	59,861	56,780	58,835	57,046	55,861	54,452	49,425
特 別 利 益 (F)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 失 (G)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			△ 17,428	67,643	63,467	59,861	56,780	58,835	57,046	55,861	54,452	49,425

(2) 資本的収支

(単位：千円)												
年 度 区 分			2025年 令和7年度	2026年 令和8年度	2027年 令和9年度	2028年 令和10年度	2029年 令和11年度	2030年 令和12年度	2031年 令和13年度	2032年 令和14年度	2033年 令和15年度	2034年 令和16年度
資本的 収支	資本的 収入	1. 企 業 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国（都道府県）補助金	45,375	72,457	69,335	74,146	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
		9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	46,673	73,755	70,633	75,444	76,298	76,298	76,298	76,298	76,298	76,298
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純 計 (A)-(B) (C)	46,673	73,755	70,633	75,444	76,298	76,298	76,298	76,298	76,298	76,298
	資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	125,750	179,914	173,670	183,292	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
		うち 職 員 給 与 費	10,089	10,391	10,460	10,460	10,460	10,460	10,460	10,460	10,460	10,460
		2. 企 業 債 償 還 金	6,769	6,882	6,996	6,019	4,936	3,477	2,177	2,205	2,234	2,263
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (D)	132,519	186,796	180,666	189,311	189,936	188,477	187,177	187,205	187,234	187,263
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		85,846	113,041	110,033	113,867	113,638	112,179	110,879	110,907	110,936	110,965
	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	79,615	104,376	101,659	105,055	104,749	103,289	101,989	102,018	102,046	102,076
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. そ の 他	6,230	8,665	8,375	8,812	8,890	8,890	8,890	8,890	8,890	8,890
		計 (F)	85,846	113,041	110,033	113,867	113,638	112,179	110,879	110,907	110,936	110,965
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企 業 債 残 高 (H)		60,224	53,342	46,346	40,327	35,390	31,913	29,736	27,531	25,296	23,033

○他会計繰入金

年 度		2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年
区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 支 分		12,116	12,116	12,116	12,116	12,116	12,116	12,116	12,116	12,116	12,116
	うち基準内繰入金	12,116	12,116	12,116	12,116	12,116	12,116	12,116	12,116	12,116	12,116
	うち基準外繰入金										
資 本 的 収 支 分		1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
	うち基準内繰入金	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
	うち基準外繰入金										
合 計		13,414	13,414	13,414	13,414	13,414	13,414	13,414	13,414	13,414	13,414

6. 投資財政計画の総括

給水人口はやや増加傾向にあります。有収水量が必ずしも比例関係にない要因としては、家事用水量以外に、営業用水量や基地用水量の影響が挙げられます。このような外部環境によって料金収入が変動する可能性があることは経営上のリスクと考えられます。給水収益の変動による影響を受け、令和5年度は料金回収率が100%未満となりました。

さらに、沖縄県からの受水単価値上げの影響により、令和6年度及び令和7年度においては、料金回収率及び経常収支比率ともに100%未満となる見込みです。

こうした状況下で、物価高騰に伴う事業費用の増加や、施設の更新及び耐震化による投資が見込まれることから、経常収支の悪化が懸念されます。経営の健全性を確保するため、支出抑制に加え、供給単価改定などの抜本的な対応が必要です。

そこで、投資財政計画では、令和7年12月以降、供給単価を現行水準から32.7%（受水単価の値上げ率相当分）引き上げる方針を策定しました。

この結果、経常収支比率及び料金回収率ともに令和7年度は受水単価の値上げに供給単価引き上げが追いつかないため100%未満となる見込みですが、令和8年度以降はいずれも100%以上の水準を維持し、安定的な経営が見込まれます。

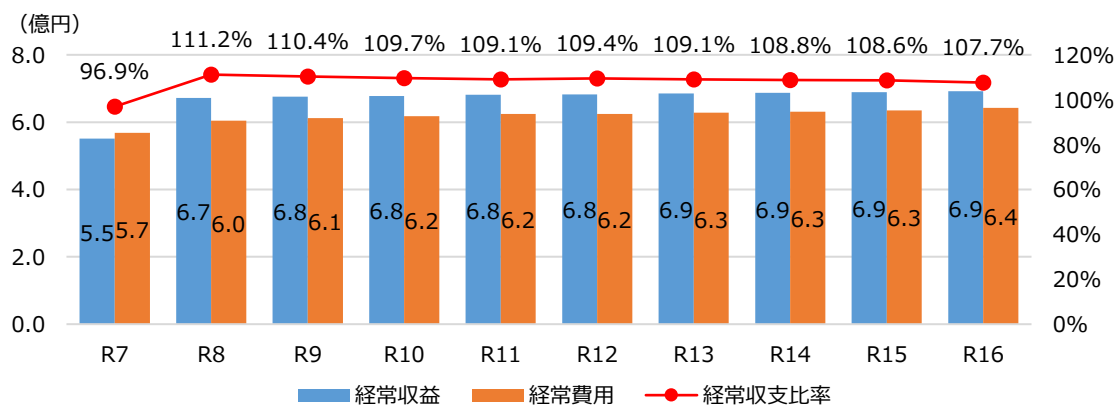


図 5-11 経常収支比率の将来推計

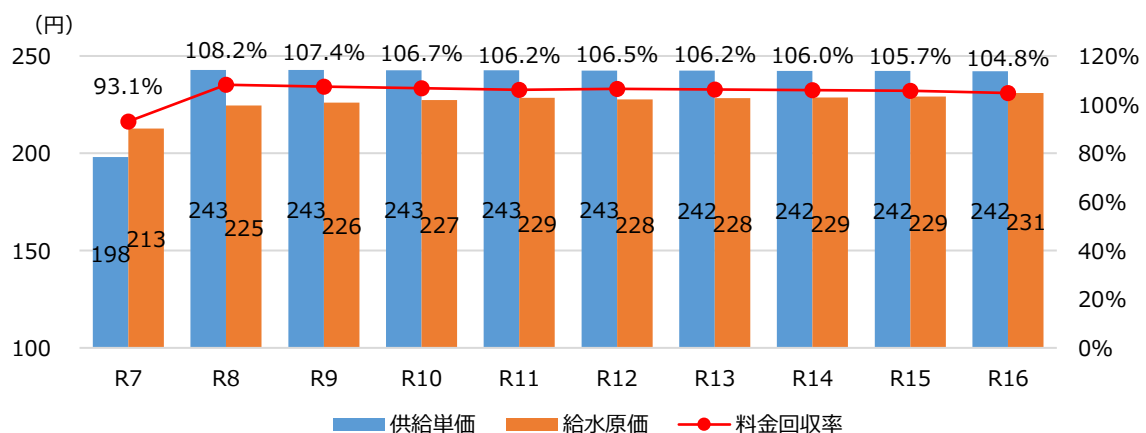


図 5-12 料金回収率の将来推計

第6章 経営戦略の進行管理

本経営戦略で設定した経営目標については、毎年度進捗を確認し、必要に応じて取組み内容の検証、見直しを行います。

また、5年経過を目安として、投資・財政計画との乖離等について中間検証し、必要に応じて見直しを行います。なお、5年経過時のみならず、基地用水量や営業用水量等に関わる外部環境に変化があった際にはその都度見直しを行うことで、環境の変化に対応していきます。

表 6-1 経営戦略の進行管理スケジュール

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
経営戦略の計画期間										
経営目標に基づく 評価・検証	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
投資・財政計画の 中間検証					●					

第7章 経営戦略の総括

本経営戦略は、中長期的な人口減少傾向や施設の老朽化対応、受水単価の値上げなど厳しい経営環境を見据えながら、持続可能な水道事業を確立することを目的として策定されました。

基本方針として「計画的・効率的な更新投資の推進」と「経営基盤の強化」を掲げました。

整備面では、アセットマネジメント手法を活用し、有形固定資産減価償却率を60%以内に抑えることを目標とします。また、更新投資費用を平準化し、優先順位を明確にした耐震化工事を推進します。

経営基盤の強化に向けては、物価高騰や受水単価上昇に対応するため、料金改定や民間ノウハウの活用、近隣自治体との業務連携などを検討し、経営の健全性を確保します。

財政面では、今後の施設更新や維持管理に必要な財源を確保し、安定した事業運営を継続していくために、料金の引き上げを織り込みました。これにより令和8年度以降は経常収支比率と料金回収率を100%以上に回復させる見込みです。料金引き上げについては、住民の皆様へのご負担が増えることを真摯に受け止めながら、ご理解を得られるよう丁寧な説明を行い、引き続き効率的な運営に努めることで、生活環境の維持と向上につなげていきます。

進行管理については、毎年度進捗を確認し、5年ごとの中間検証や外部環境の変化に応じた柔軟な見直しを実施していきます。これにより、長期的な視点で経営の健全化を図り、住民の皆様の生活を支える安定的な水道サービスを維持していきます。

北中城村水道事業経営戦略

令和7年3月発刊

北中城村上下水道課

〒901-2392 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426-2

TEL098-935-2233

FAX098-982-0021

<https://www.vill.kitanakagusuku.lg.jp/>